

第3四半期報告書の訂正報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の訂正報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社マツモトキヨシホールディングス

(E03519)

目 次

【表紙】	1
1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】	2
2 【訂正事項】	2
3 【訂正箇所】	2
第一部 【企業情報】	3
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	7
1 【事業等のリスク】	7
2 【経営上の重要な契約等】	7
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
(1) 【株式の総数等】	12
① 【株式の総数】	12
② 【発行済株式】	12
(2) 【新株予約権等の状況】	12
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	12
(4) 【ライツプランの内容】	12
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	12
(6) 【大株主の状況】	12
(7) 【議決権の状況】	13
① 【発行済株式】	13
② 【自己株式等】	13
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
(1) 【四半期連結貸借対照表】	15
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	17
【四半期連結損益計算書】	17
【第3四半期連結累計期間】	17
【四半期連結包括利益計算書】	19
【第3四半期連結累計期間】	19
【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】	20

【会計方針の変更】	20
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	20
【注記事項】	20
【セグメント情報】	22
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月11日
【四半期会計期間】	第6期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社マツモトキヨシホールディングス
【英訳名】	Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 清雄
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市新松戸東9番地1
【電話番号】	047（344）5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石橋 昭男
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市新松戸1丁目483番地
【電話番号】	047（344）5110
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 石橋 昭男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

1. 訂正の経緯

平成27年10月、当社の連結子会社であった株式会社イタヤマ・メディコ（以下「イタヤマ・メディコ」といいます。なお、イタヤマ・メディコは平成27年10月1日をもって当社の連結子会社である株式会社マツモトキヨシ甲信越販売（以下「マツモトキヨシ甲信越販売」といいます。）に吸収合併されております。）とマツモトキヨシ甲信越販売との統合処理の過程において、不正な会計操作が行われていた可能性が判明したため、当社は平成27年10月15日、調査委員会を設置し、①今回の不正な会計操作に関する事実関係の調査、②当社グループにおいて他に同様の事象が存在しないかの調査、③今回の事象による影響額に関する会計処理方法の提言、④今回の事象が発生した要因と再発防止策の策定・提言、⑤関係者への責任追及、及び処分に関する提言を目的とした調査を徹底的に実施いたしました。調査にあたっては、会計に関する事項が多く含まれており、調査の外部性をより高めることが望まれることから、外部の会計アドバイザー専門会社から支援を受けるなどし、調査の適法性、適正性等の確保に努めました。

当社は平成27年11月11日、調査委員会から調査報告書を受領した結果、イタヤマ・メディコ代表取締役の指示により、同社において過去の営業損失発生の実事を隠蔽する目的で、複数年にわたり、在庫水増し処理により架空棚卸資産を計上するという不正な会計操作が行われていたことが判明いたしました。そこで当社は、過去に提出いたしました有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表に含まれる不正な会計操作を訂正し、有価証券報告書等の訂正報告書を提出するものであります。

2. 会計処理

連結財務諸表において、「商品」の残高を修正し、その他必要と認められる修正を行いました。

この結果、第6期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）の連結財務諸表において、商品及び利益剰余金がそれぞれ404百万円減少しております。

これらの決算訂正により、当社が平成25年2月14日に提出いたしました第6期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

また、四半期連結財務諸表の記載内容に係る訂正箇所については、XBRLの修正も行いましたので併せて修正後のXBRL形式データ一式（表示情報ファイルを含む）を提出いたします。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(2) 財政状態の状況

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第3四半期連結 累計期間	第6期 第3四半期連結 累計期間	第5期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高（百万円）	326,511	345,350	434,597
経常利益（百万円）	14,538	16,069	19,639
四半期（当期）純利益（百万円）	6,998	8,676	<u>9,551</u>
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	7,408	9,026	<u>10,400</u>
純資産額（百万円）	112,331	<u>121,541</u>	<u>115,317</u>
総資産額（百万円）	217,649	<u>227,517</u>	<u>214,000</u>
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	149.28	186.82	<u>204.22</u>
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	127.28	158.91	<u>174.06</u>
自己資本比率（％）	50.9	52.9	<u>53.1</u>

回次	第5期 第3四半期連結 会計期間	第6期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	55.54	84.16

（注） 1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社18社、関連会社1社により構成されております。ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営を行う小売事業を核に、卸売事業、管理サポート事業を行っております。当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第3四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

＜小売事業＞

- a 平成24年4月2日付で、調剤専門会社となる株式会社マツモトキヨシファーマシーズを新設いたしました。
- b 平成24年5月14日付で、株式会社ダルマ薬局の全株式を取得し、連結子会社といたしました。
- c 平成24年10月1日付で、モリスリテール株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。
- d 平成24年10月1日付で、当社の連結子会社である株式会社マツモトキヨシが営む事業の一部を会社分割（新設分割）により、新設する株式会社マツモトキヨシ中四国販売に承継させた後、当社の完全子会社といたしました。また、同日付で当社の連結子会社である株式会社ラブドラッグスを株式会社マツモトキヨシ中四国販売の完全子会社といたしました。

＜卸売事業＞

主要な関係会社の異動はありません。

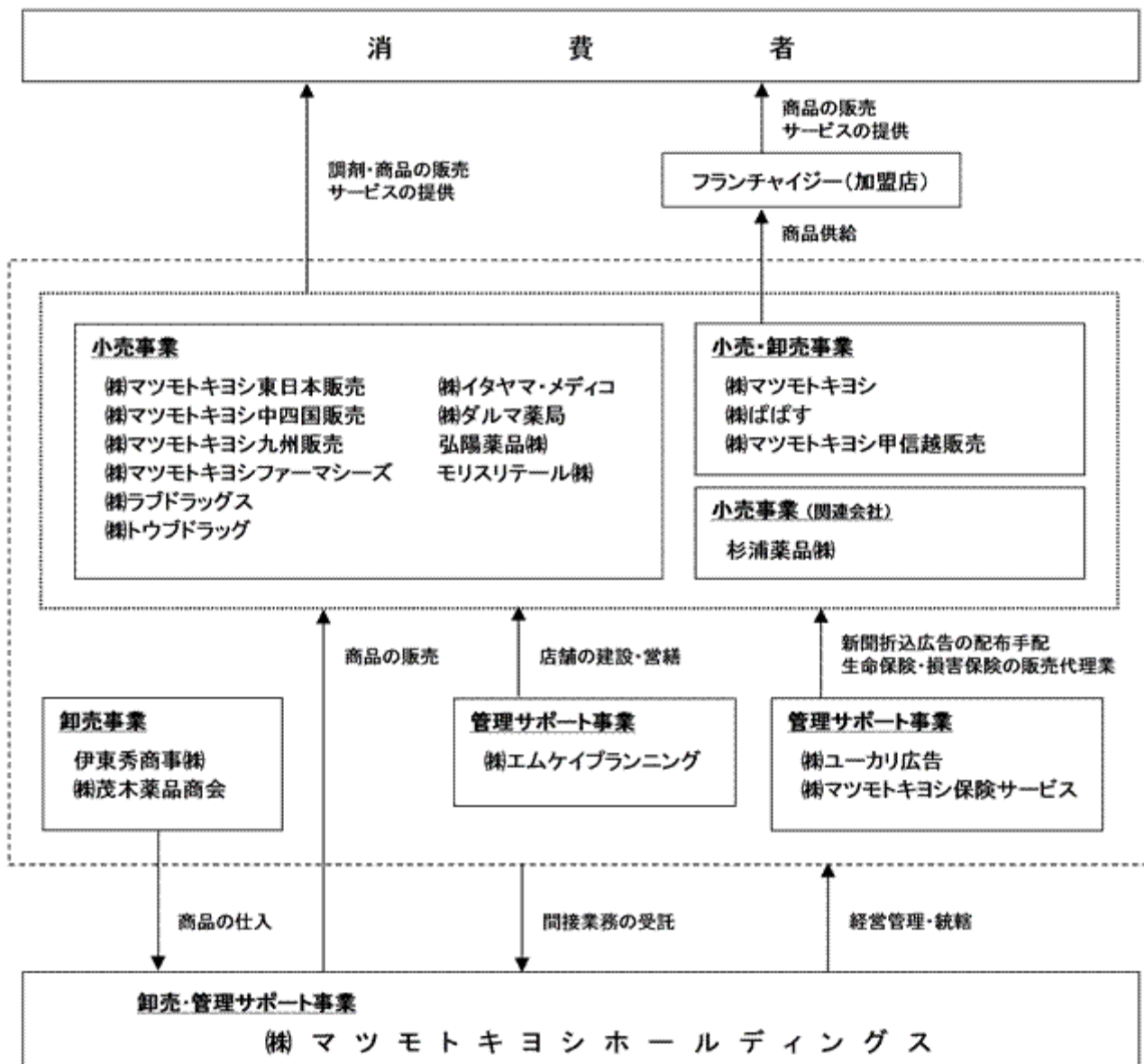
＜管理サポート事業＞

主要な関係会社の異動はありません。

事業区分	会社名	主な事業内容
小売事業	株式会社マツモトキヨシ	ドラッグストア・保険調剤薬局・ホームセンターのチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「Medi+マツキヨ」「H&B Place」)
	株式会社マツモトキヨシ東日本販売	主に東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
	株式会社マツモトキヨシ九州販売	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」「ミドリ薬品」「ミドリ薬局」)
	株式会社ラブドラッグス	中国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「くすりのラブ」「くすりのラブ薬局」)
	株式会社ぱぱす	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「どらっぐぱぱす」「ぱぱす薬局」)
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	主に甲信越エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「ファミリードラッグ」「ドラッグマックス」「ファミリー薬局」「ドラッグストアなかじま」「中島ファミリー薬局」)
	株式会社トウブドラッグ	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「トウブドラッグ」「メディカルハウス」「マツモトキヨシ」「東武薬局」)
	株式会社イタヤマ・メディコ	甲信越エリアでのドラッグストアのチェーン店経営 (店舗名：「イタヤマメディコ」「マツモトキヨシ」)
	株式会社ダルマ薬局	東北エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「ダルマ薬局」)
	弘陽薬品株式会社	関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「コーヨー」「マツモトキヨシ」)
	株式会社マツモトキヨシ中四国販売	中国・四国エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
	モリスリテール株式会社	中国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「モリス」)
	杉浦薬品株式会社（注）	東海エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 (店舗名：「ヘルスバンク」)
	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ	調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等 (店舗名：「マツモトキヨシ」)
卸売事業	当社	小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売
	株式会社茂木薬品商会	医薬品等の卸販売
	伊東秀商事株式会社	化粧品・日用雑貨等の卸販売
	株式会社マツモトキヨシ	「マツモトキヨシ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社ぱぱす	フランチャイジー（加盟店）への商品供給
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	「ファミリードラッグ」のフランチャイズ事業展開及びフランチャイジー（加盟店）への商品供給
管理サポート事業	当社	当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託
	株式会社エムケイプランニング	店舗の建設・営繕
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス	生命保険・損害保険の販売代理業
	株式会社ユーカリ広告	新聞折込広告の配布手配

（注） 杉浦薬品株式会社は持分法適用関連会社であり、その他（当社を除く）はすべて連結子会社であります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年12月14日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である杉浦薬品株式会社の株式を追加取得して完全子会社化することを決議し、同日、同社株主との間で株式譲渡契約を締結いたしました。

株式取得の概要は次のとおりであります。

(1) 株式取得による完全子会社化の目的

当社グループは、小商圏化する市場への対応として、各地域における競争優位性を確保すべく、全国を7つの地域に分けたエリアドミナント戦略を推し進めております。

杉浦薬品株式会社は、昭和42年4月の創業以来、約50年の業歴を数えており、愛知県を中心に東海地域において44店舗のドラッグストア・調剤薬局を有し、「お客様の健康と美を守り育てる」を企業理念として地域に根ざしたドラッグストアを展開しております。

当社グループと杉浦薬品株式会社との関係は、平成17年1月に業務・資本提携を締結し、平成24年11月30日現在、杉浦薬品株式会社の議決権割合の35.69%を当社が保有しております。また、平成19年9月に当社の子会社である株式会社マツモトキヨシと杉浦薬品株式会社との間でフランチャイズ契約を締結するなど、協力関係を構築してまいりました。

今般の完全子会社化は、今後の協業をより堅実に発展させ、シナジー効果を最大化し、競争優位を確立することで、両社の企業価値増大を図るものです。これにより、当社グループは東海地域におけるエリアドミナントの推進及び更なるグループシェアの拡大に繋がるものと考えております。

(2) 株式取得の日

平成25年2月15日（予定）

(3) 取得株式数及び取得前後の所有株式数の状況

異動前の所有株式数	300,000株（所有割合：35.69%）
取得株式数	540,445株（議決権割合：64.30%）
異動後の所有株式数	840,445株（所有割合：100.0%）

(4) 杉浦薬品株式会社の概要

商 号	杉浦薬品株式会社
所 在 地	愛知県江南市和田町川東170番地
代 表 者	代表取締役社長 杉浦 弘人
事 業 内 容	ドラッグストア及び調剤薬局の経営
資 本 金	366,180千円
設 立 年 月 日	昭和42年4月1日
決 算 期	3月
直近の売上高	8,521百万円（平成24年3月期）
店 舗 数	44店舗（平成24年3月末日現在）

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）における日本経済の状況は、東日本大震災後の復旧・復興に向けた需要拡大を背景に、経済活動や個人消費は一部で持ち直しの兆しが見られたものの、海外の景気減速懸念、長引く円高や株価の低迷など、景気下振れ懸念が引き続き存在し、先行き不透明な状況で推移しました。

ドラッグストア業界におきましても、花粉飛散量の減少、昨年発生した震災需要の反動減、競合企業の積極的な出店、同質化する異業種との競争などにより、経営環境は大変厳しい状況で推移しました。

このような環境のなか、当社グループは、厳しい環境下でも安定して利益を創出できる収益基盤を確立すべく、これまでに示しております2つの重点施策（①事業構造の変革、②意識・行動の変革）に、新たにマーケティングプロセスの変革を加えた3つの重点施策に取り組むことで、お客様との絆をさらに深めることに注力してまいりました。

また、小商圏化する市場への対応として、各地域における競争優位性を確保すべくエリアドミナント化を推進するとともに、事業規模の拡大と企業価値向上を目的とした直営店舗の新規出店及び改装、フランチャイズ事業、M&Aなどにも取り組んでまいりました。

新規出店に関しては、関東地域を中心に、グループとして62店舗（フランチャイズ1店舗を含む）を出店し、多様化するお客様ニーズへの対応及び既存店舗の活性化を重点に86店舗の改装を実施、スクラップ&ビルドを含め将来業績に貢献の見込めない48店舗を閉鎖しました。

フランチャイズ事業に関しては、当社の子会社である株式会社マツモトキヨシが和歌山県を中心に南近畿ではトップストアとして展開する株式会社オークワとフランチャイズ契約を締結（平成24年9月6日付け）しました。

更に、グループ競争力の強化、シェア拡大に向けたエリアドミナント戦略の一環として、東北地域でドラッグストア・調剤薬局を展開する「株式会社ダルマ薬局」（平成24年5月14日付け）と、兵庫県南部地域でドラッグストアを展開する「モリスリテール株式会社」（平成24年10月1日付け）を子会社化し、中四国エリアにおける強固な経営体制と意思決定の迅速化を図ることを目的に「株式会社マツモトキヨシ中四国販売」を設立（平成24年10月1日付け）するとともに、様々な医療分野への進出・調剤事業の拡大を目的に、調剤専門会社「株式会社マツモトキヨシファーマシーズ」を設立（平成24年4月2日付け）しました。

その結果、当第3四半期連結累計期間末におけるグループ店舗数は、1,341店舗となり、前連結会計年度末と比較して84店舗増加しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間は、売上高3,453億50百万円（前年同期比5.8%増）、営業利益144億76百万円（同8.9%増）、経常利益160億69百万円（同10.5%増）、四半期純利益86億76百万円（同24.0%増）と、売上高及び各利益とも同期間における過去最高となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

＜小売事業＞

小売事業は、連結子会社の増加、新規出店、改装による品揃えの拡大などにより売上高は堅調に推移しました。収益面では、花粉飛散量の減少、昨年発生した震災需要からの反動減などがあったものの、地域ニーズに合わせたきめ細かな品揃えの拡充や営業時間の延長などによる利便性の追求、新たに発売されたヘアケア商品などが好調なMKカスタマー（PB商品）の展開強化、予防意識の高まりによるウィルス対策商品の伸長、継続されている効率的かつ効果的な販促策及び新たな施策の推進などにより収益は大きく伸長しました。

また、取組みを強化しております調剤事業は、診療報酬改定に伴う薬価引き下げの影響があったものの、地域医療連携を深めたことによる処方箋応需枚数の増加、マツモトキヨシファーマシーズ1号店の開設（平成24年10月1日）などにより引き続き順調に推移しております。

<卸売事業>

卸売事業は、株式会社オークワとフランチャイズ契約を締結しましたが、既存契約企業でありました弘陽薬品株式会社及び株式会社イタヤマ・メディコの2社を子会社化（平成24年2月10日付け）したことに伴い、両社売上が小売事業に寄与したため、卸売事業売上は減少しました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は3,292億49百万円（前年同期比6.9%増）、卸売事業140億50百万円（同13.6%減）、管理サポート事業20億50百万円（同12.0%減）となりました。

（2）財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は2,275億17百万円となり、前連結会計年度末に比べて135億16百万円増加いたしました。主な要因は、商品が35億83百万円、受取手形及び売掛金が18億38百万円、流動資産のその他が25億31百万円、土地が14億93百万円、有形固定資産のその他が15億98百万円、無形固定資産のその他が13億25百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は1,059億75百万円となり、前連結会計年度末に比べて72億92百万円増加いたしました。主な要因は、転換社債型新株予約権付社債が150億円、未払法人税等が17億23百万円、賞与引当金が12億62百万円、それぞれ減少したものの、1年内償還予定の新株予約権付社債が150億円、支払手形及び買掛金が80億28百万円、流動負債のその他が14億61百万円、それぞれ増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は1,215億41百万円となり、前連結会計年度末に比べて62億24百万円増加いたしました。主な要因は、配当金による23億22百万円の減少があったものの、四半期純利益86億76百万円を計上したことによるものです。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社グループでは、株主による経営陣統治の仕組みを狭義の「コーポレート・ガバナンス」と捉え、「透明性と説明責任の向上」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指し、実効性の高い最適なコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。また、持株会社である当社は、当社グループ及びグループ会社の経営戦略の策定、承認、及びその進捗管理等を行う監督機能を有し、これに基づきグループ各社が業務を執行するという体制を構築します。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」においては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の高い信頼性、コンプライアンス、資産の保全の4つを目的とした連結ベースでの全社的な内部統制の構築を進めてまいります。

株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制が有効に機能し、相互に連動することで初めてその実効性を発揮すると考えております。特に、企業活動全ての基礎となるコンプライアンスを最重要視し、当社グループを対象として、「マツモトキヨシグループ行動規範」を定め、社員一人ひとりに法律遵守を徹底させるよう努めております。

当社グループは、これらの継続的な活動を通じて株主はもとより、取引先、地域社会、従業員等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応え、リーディングカンパニーとして競争力のある、継続的安定成長のある企業を実現し、企業価値及び株主共同の利益をより高めていくことを基本方針としております。

② 不適切な支配の防止のための取組み

わが国では、資本市場の発展に伴い、経営権の主導に影響する買収が見受けられるようになりました。このような買収の中には、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には当社株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、このような買収の場合には、現ビジネスモデルに対する認識の相違や、それに関連したステークホルダーとの関係変更に伴い、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。そのため、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（買付け方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、大規模買付行為の目的、方法、買付後の経営計画、当社グループの従業員及び現在のお取引先様等に対する考え方についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるための十分な時間を確保すること、また大規模買付者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保することが不可欠であると考えております。

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。平成24年5月25日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の第5回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの継続に際して、独立委員会委員の一部変更、その他表現の修正等、軽微な修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランの詳細につきましては、平成24年5月25日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次のURLにてご参照ください。

(http://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/news/data/00000238_p.pdf)

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、当社取締役会に対する必要情報の提供が完了した日から60日間を上限として、当該大規模買付行為について、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案のために必要な期間（以下、この期間を「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、当該大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に適うか、第1次的な判断を行います。

なお、当社取締役会は、取締役会評価期間について、必要に応じて、独立委員会に諮問の上、当初設定期間から更に30日を限度として延長することができるものとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合には、延長するに先立ち、延長期間及びその理由を公表いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為について、独立委員会（後記）に諮問し、必要に応じ外部専門家等の助言及び監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて公表します。また、当社取締役会は必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

当社取締役会は、本プランの客観的・合理的・公正な運用のために、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は3名以上とし、委員は、当社の経営陣から独立している社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等の中から選任します。独立委員会は、本プランの実行時において、大規模買付者に対し適正な情報提供を求めているか、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付者による大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を著しく毀損していないか、対抗措置を発動すべきか等について、取締役会の決定における恣意性を排除し、客観性を確保することを目的とします。当社取締役会は、前記検討時において独立委員会に必ず諮問し、独立委員会は当社取締役会にその意見を勧告するものとします。独立委員会は、必要に応じ、当社取締役・監査役・従業員に会議への出席を要求し、必要な情報の提供・説明を求めることができます。また、独立委員会は、合理性、客観性を求めるため、当社の費用で第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の勧告は公表されるものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。これにより、当社取締役会の判断における客観性・公正性・合理性を確保できると考えております。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	210,000,000
計	210,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成24年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成25年2月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	53,579,014	53,579,014	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数100株
計	53,579,014	53,579,014	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当四半期会計期間において発行した新株予約権はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	53,579,014	—	21,086	—	21,866

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 7,133,200	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 2,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 46,389,200	463,892	—
単元未満株式	普通株式 54,414	—	—
発行済株式総数	53,579,014	—	—
総株主の議決権	—	463,892	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれており、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が50株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数11個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社マツモトキョシ ホールディングス	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	7,133,200	—	7,133,200	13.31
(相互保有株式) 弘陽薬品株式会社	大阪府大阪市生野区 勝山北1丁目7番17号	2,200	—	2,200	0.00
計	—	7,135,400	—	7,135,400	13.32

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る訂正前の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,656	10,161
受取手形及び売掛金	11,009	12,847
商品	<u>57,732</u>	<u>61,315</u>
貯蔵品	510	547
その他	13,367	15,898
貸倒引当金	<u>△199</u>	<u>△201</u>
流動資産合計	<u>92,076</u>	<u>100,569</u>
固定資産		
有形固定資産		
土地	40,998	42,491
その他	21,692	23,291
有形固定資産合計	<u>62,691</u>	<u>65,783</u>
無形固定資産		
のれん	6,580	7,075
その他	2,880	4,206
無形固定資産合計	<u>9,461</u>	<u>11,281</u>
投資その他の資産		
敷金及び保証金	35,335	35,550
その他	14,918	14,906
貸倒引当金	<u>△482</u>	<u>△574</u>
投資その他の資産合計	<u>49,771</u>	<u>49,882</u>
固定資産合計	<u>121,924</u>	<u>126,947</u>
資産合計	<u>214,000</u>	<u>227,517</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	54,062	62,090
短期借入金	500	300
1年内償還予定の新株予約権付社債	—	15,000
1年内返済予定の長期借入金	372	244
未払法人税等	3,821	2,097
賞与引当金	2,747	1,484
ポイント引当金	1,559	2,479
資産除去債務	24	15
その他	9,072	10,533
流動負債合計	72,159	94,246
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	15,000	—
長期借入金	380	134
退職給付引当金	929	1,101
資産除去債務	3,454	3,729
その他	6,759	6,764
固定負債合計	26,523	11,729
負債合計	98,683	105,975
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,086	21,086
資本剰余金	21,866	21,866
利益剰余金	87,929	94,284
自己株式	△16,757	△16,758
株主資本合計	114,124	120,478
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△467	△219
その他の包括利益累計額合計	△467	△219
新株予約権	14	23
少数株主持分	1,645	1,259
純資産合計	115,317	121,541
負債純資産合計	214,000	227,517

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	326,511	345,350
売上原価	235,166	248,307
売上総利益	91,344	97,043
販売費及び一般管理費		
ポイント引当金繰入額	562	911
給料及び手当	29,035	31,110
賞与引当金繰入額	1,436	1,506
退職給付費用	582	609
地代家賃	17,244	18,448
その他	29,193	29,980
販売費及び一般管理費合計	78,055	82,566
営業利益	13,288	14,476
営業外収益		
受取利息	154	139
受取配当金	230	245
固定資産受贈益	268	447
発注処理手数料	373	389
その他	334	508
営業外収益合計	1,361	1,731
営業外費用		
支払利息	59	53
貸倒引当金繰入額	—	49
持分法による投資損失	17	10
その他	34	24
営業外費用合計	111	138
経常利益	14,538	16,069

(単位：百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	22	20
その他	0	—
特別利益合計	22	20
特別損失		
固定資産売却損	1	53
固定資産除却損	147	199
店舗閉鎖損失	182	246
減損損失	749	680
投資有価証券評価損	137	262
その他	16	11
特別損失合計	1,236	<u>1,454</u>
税金等調整前四半期純利益	13,324	14,636
法人税、住民税及び事業税	5,369	5,349
法人税等調整額	807	509
法人税等合計	6,177	5,858
少数株主損益調整前四半期純利益	7,147	8,777
少数株主利益	149	101
四半期純利益	6,998	8,676

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	7,147	8,777
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	260	248
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	260	248
四半期包括利益	7,408	9,026
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,243	8,925
少数株主に係る四半期包括利益	165	101

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

第1四半期連結会計期間から、平成24年4月に新規設立した株式会社マツモトキヨシファーマシーズを、また、平成24年5月に株式を取得し完全子会社化した株式会社ダルマ薬局をそれぞれ連結の範囲に含めております。

なお、平成24年4月に株式会社エムケイ東日本販売を株式会社マツモトキヨシ東日本販売に、株式会社ミドリ薬品を株式会社マツモトキヨシ九州販売にそれぞれ社名変更しております。

さらに当第3四半期連結会計期間から、平成24年10月に新設分割により設立した株式会社マツモトキヨシ中四国販売を、また、平成24年10月に株式を取得し完全子会社化したモリスリテール株式会社をそれぞれ連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益への影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び連結子会社は、効率的な資金調達のために前連結会計年度は取引金融機関9行と、当第3四半期連結会計期間は取引金融機関10行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく、借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
当座貸越契約の総額	26,000百万円	31,000百万円
借入金実行残高	500	300
差引額	25,500	30,700

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	3,425百万円	3,716百万円
のれんの償却額	575	714

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,444	30	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	464	10	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

(注) 平成23年6月29日定時株主総会決議の1株当たり配当額30円には、記念配当(株式上場20周年記念)10円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年4月22日開催の取締役会決議に基づき、平成23年4月25日から平成23年7月4日までの期間に自己株式1,694千株(取得価額の総額2,999百万円)を取得しております。

このほか、単元未満株式の買取による増加0千株や売却による減少0千株、ストック・オプションの行使による減少1千株があった結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が2,995百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末の自己株式が16,753百万円となっております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,393	30	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	928	20	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	196,000	111,913	418	15,848	2,330	326,511	—	326,511
セグメント間の 内部売上高又は振替高	23	0	217,398	39,199	8,061	264,682	△264,682	—
計	196,024	111,913	217,816	55,047	10,391	591,194	△264,682	326,511
セグメント利益	9,548	2,936	569	109	479	13,643	△354	13,288

(注) 1. セグメント利益の調整額△354百万円には、のれんの償却額△572百万円及びセグメント間取引消去217百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額749百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で584百万円、「その他小売事業」で190百万円となり、連結決算における消去・調整で△26百万円となっております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	小売事業		卸売事業		管理サポート 事業	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	マツモトキヨシ 小売事業	その他 小売事業	マツモトキヨシ ホールディングス 卸売事業	その他 卸売事業				
売上高								
外部顧客への売上高	194,189	135,059	176	13,873	2,050	345,350	—	345,350
セグメント間の 内部売上高又は振替高	36	96	227,514	41,871	7,694	277,214	△277,214	—
計	194,226	135,156	227,691	55,745	9,745	622,565	△277,214	345,350
セグメント利益	9,643	3,797	852	387	202	14,882	△405	14,476

（注）1. セグメント利益の調整額△405百万円には、のれんの償却額△711百万円及びセグメント間取引消去305百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額680百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

報告セグメントごとの計上額は、それぞれ「マツモトキヨシ小売事業」で330百万円、「その他小売事業」で364百万円、「管理サポート事業」で1百万円となり、連結決算における消去・調整で△16百万円となっております。

（のれんの金額の重要な変動）

株式取得により株式会社ダルマ薬局及びモリスリテール株式会社を連結したことや株式会社ぱぱすの株式を追加取得したこと等に伴い、新たにのれんが1,209百万円増加しております。

報告セグメントごとの増加額は、「調整額」で1,209百万円となっております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

平成24年9月14日開催の当社取締役会において、モリスリテール株式会社の全株式を取得し完全子会社化する決議を行い、平成24年10月1日に株式譲渡契約を締結し全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 モリスリテール株式会社

事業の内容 ドラッグストア、調剤薬局、ネットショップ

(2) 企業結合を行った主な理由

モリスリテール株式会社は、兵庫県南部地域においてドラッグストア・調剤薬局を運営し、地域に密着したサービスを提供しております。同社を子会社化することにより、同一地域内並びに各県内での競争力を高めるとともに地域特性や環境に合わせた各種施策を実行するなど、エリアドミナント化を推進することで、グループとしての更なるシェア拡大に繋がるものと考えております。

(3) 企業結合日

平成24年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

株式取得直前に所有していた議決権比率 — %

企業結合日に取得した議決権比率 100.0%

取得後の議決権比率 100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

平成24年10月1日付で、株式会社マツモトキヨシホールディングスが現金を対価とする株式取得により、モリスリテール株式会社の発行済株式総数400株の100.0%を取得し、取得企業となっております。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年9月1日から平成24年11月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 企業結合日に支出した現金 150百万円

取得に直接要した費用 アドバイザリー費用等 4

取得原価 154

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

118百万円

(2) 発生原因

モリスリテール株式会社の兵庫県南部地域でのドラッグストア事業において、グループシナジー効果による収益性向上によって期待される超過収益力によるものです。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	149円28銭	186円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,998	8,676
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,998	8,676
普通株式の期中平均株式数(千株)	46,878	46,443
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	127円28銭	158円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	2	2
(うち事務手数料(税額相当額控除後) (百万円))	(2)	(2)
普通株式増加数(千株)	8,118	8,173
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

配当について

平成24年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 928百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 20円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月5日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 2 月12日

株式会社 マツモトキヨシホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村 孝郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田 雅史	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マツモトキヨシホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。